令和２年度　第３回静岡県環境審議会　会議録

日　　時	令和３年２月４日（木）午後１時から午後２時 35 分まで
場　　所	県庁本館４階 特別会議室（委員の一部は web にて出席）
出 席 者 職・氏名	**委　員**（敬称略、五十音順）（16 名） 浅見佳世、井上隆夫、亀井暁子、木村浩之、小杉充伸、小杉山晃一、 小南陽亮、近藤多美子、杉山和陽、千賀康弘（会長）、谷幸則、名倉光子、 藤井節子、藤川格司、牧野正和、四本康久 **事務局**（県側出席者）（13 名） 市川くらし・環境部長、高畑部長代理、織部くらし・環境部理事、 田島くらし・環境部理事、池ヶ谷環境局長、清環境政策課長、 片田環境ふれあい課長、髙松自然保護課長、中山鳥獣捕獲管理室長、 小川廃棄物リサイクル課長、杉本生活環境課長、市川水利用課長、 漆畑衛生課長（健康福祉部）
議　　題	**１　諮問事項** ・（仮称）第４次静岡県環境基本計画の策定 ・（仮称）第４次静岡県循環型社会形成計画の策定 **２　部会報告事項** ・温泉部会審議結果
配布資料	・令和２年度第３回静岡県環境審議会　次第 ・座席表 ・静岡県環境審議会　委員一覧 ・静岡県環境審議会　特別委員一覧 ・県側出席者一覧 ・静岡県環境審議会条例 ・諮問事項 （仮称）第４次静岡県環境基本計画の策定 【資料１－１、１－２、１－３、１－４、１－５】 （仮称）第４次静岡県循環型社会形成計画の策定 【資料２－１、２－２、２－３】 ・部会報告事項 温泉部会審議結果　【資料３】

１　議事

(1) 諮問事項

・（仮称）第４次静岡県環境基本計画の策定

・（仮称）第４次静岡県循環型社会形成計画の策定

(2) 部会報告事項

温泉部会審議結果

２　審議内容

(1) 会議成立の確認

委員 20 人中 16 人出席を確認。環境審議会条例第６条第２項に基づき、会議成立。

(2) 諮問事項

・（仮称）第４次静岡県環境基本計画の策定

令和３年２月４日付けで知事から諮問のあった「（仮称）第４次静岡県環境基本計画の策定」について、事務局から諮問内容の説明後、質疑応答が行われた。

（会長）　それでは皆さん、お手元に資料が届いているかと思います。次第に従いまして議事を進めていきたいと思います。ご協力よろしくお願いいたします。

本日は諮問事項が２件ございます。本審議会に諮問された案件について審議を行ないます。

まず１件目が、「（仮称）第４次静岡県環境基本計画の策定」についてということで、環境政策課長より説明をお願いします。

（環境政策課長）　「第４次静岡県環境基本計画の策定」について、資料１－１から１－５までお配りしておりますが､PowerPoint の資料１－５を使って説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

現在の環境基本計画の状況でございます。

現在の計画ですが、第３次環境基本計画でありまして、こちらは平成 23 年３月に 10 年間を計画期間として策定いたしました。その後、28 年３月に内容を改正いたしまして、昨年は、県の総合計画との整合を図るということで、計画期間を１年延長しております。現行の計画が、来年度、令和３年度で終了することから、今回、令和４年度から今後 10 年程度を見据えた新たな計画となる第４次環境基本計画を策定するものでございます。

環境基本計画の位置づけですが、環境基本条例の第９条に、「知事は、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めなければならない」との規定がありまして、これに基づき策定する計画であります。

また、県の総合計画の環境部門の大綱でありますが、県総合計画につきましても令和３年度に見直しが予定されておりまして、こちらとも整合を図りながら策定していくこととなります。この環境基本計画の下の個別計画のうち、地球温暖化対策実行計画や、ふじのくにエネルギー総合戦略、また循環型社会形成計画も、来年度、見直しが予定されております。

この後ですが、環境をめぐる国内外の情勢、現行計画の評価、県民の皆様の環境に関す

る意識調査結果の３つを踏まえて、次期計画の方向性をご説明いたします。

まず、「環境をめぐる動き」でございます。

現行の環境基本計画が策定されて以降、環境を取り巻く国内外の情勢は大きく変化をしております。こちらに、環境をめぐる状況を、国際、国内、県内と、別表のとおり取りまとめております。この後、主なものにつきまして、７ページ以降でご説明いたします。

７ページでございますが、SDGs につきましての関係でございます。SDGs につきましては、2015 年９月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれた国際目標であります。持続可能で多様性のある社会の実現を目指し、2030 年までに達成すべき 17 の目標を定めたものであります。現在、国や自治体、企業、ＮＰＯ等、様々な主体によって SDGs の達成に向けた取組が本格化しております。

また、金融の分野につきましては、「環境」「社会」「企業統治」の英語の頭文字を取りまして「ＥＳＧ」と呼ばれております非財務情報を重視して企業を選別し投融資を行なうＥＳＧ金融が進んでおります。国内におきましても、2018 年度は 2016 年度の 4.2 倍と拡大をしておりまして、環境面への取組を投資の判断材料の１つとして捉える動きが急速に拡大しております。

次に、国の第５次基本計画の策定についてでございます。

国の環境基本計画につきましては、平成 30 年の４月に閣議決定をされたものでありまして、こちらも SDGs の考え方を踏まえ、環境政策を通じて地域経済や社会の諸課題も同時に解決を図るという、環境・経済・社会を統合的に向上させる必要性が示されました。

また、地域循環共生圏としまして、各地域がそれぞれの資源を最大限活用しながら自立分散型の社会を形成しつつ、近隣地域と資源を補完し合う、支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方が提唱されたところであります。

次をお願いします。脱炭素社会に向けた動きであります。

昨年の 10 月、菅総理大臣が所信表明演説において、2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを表明されました。12 月には「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されまして、「水素」や「自動車」など 14 の重点分野で、経済と環境の好循環によりグリーン社会の実現を図ることが示されました。

国内の企業や団体におきましても、脱炭素社会に向けた取組が加速している状況にあります。今後、カーボンニュートラルの達成をより実効的なものにするため、地球温暖化対策推進法の改正や、国の温暖化対策計画、エネルギー基本計画の見直しが予定されております。

次に、循環型社会に関する動きであります。

令和元年６月に開催された G20 大阪サミットにおいて、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロに削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

海洋プラスチックごみに関しましては、2050 年には海洋中のプラスチックごみの総重量が魚の総重量を超えるという予測もありまして、海洋生態系や人への影響が懸念されております。

次に、「自然共生社会に関する動き」であります。

2010 年に愛知県で生物多様性条約の第 10 回締約国会議が開催されまして、2020 年までの目標が採択されました。2020 年９月に、国連生物多様性条約事務局が、生物多様性の戦

略計画の達成状況の評価をまとめた報告書を公表いたしました。これによると、ほとんどの目標について一定の進捗が見られたものの、20 ある目標のうち完全に達成されたものはなく、目標達成に向けては、官民の連携等、社会の関与が必要とされております。

次に、現行の環境基本計画の評価について、ご説明いたします。

現行の計画は、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の４つの体系で構成させておりまして、それぞれ数値目標を設定しております。

昨年度までの達成状況としましては、合計で 18 項目の指標のうち、「目標値以上」のものが６つ、「Ｂ」評価のものが３つ、「Ｃ」評価が６つ、「基準値以下」が３つでございました。指標の詳細につきましては、紙ベースの資料１－４の２ページに掲載しております。指標の進捗が遅れているものにつきましては、要因分析を行ない、目標の達成に向けて取り組むこととしております。

昨年の 10 月 29 日に企画部会を開催いたしまして、計画の達成状況の評価等についてご審議いただきました。「目標値の設定については、現実的に達成可能な数値を指標とすべきである」とか、「普及啓発においては積極的なＳＮＳの活用を」等のご意見をいただいたところであります。

次に、４つの体系別に、主な取組と今後の課題について、ご説明いたします。

「ライフスタイル・ビジネススタイルの変革」に関しましては、温暖化防止活動等に功績のあった方への表彰や、環境教育の指導者養成講座等を実施いたしました。

今後の課題としては、企業による環境に配慮した事業活動の促進や、若い世代への意識啓発に取り組む必要がございます。

次に、「低炭素社会に向けた取組」に関してですが、再生可能エネルギー普及のための助成ですとか、温暖化防止アプリを活用した県民運動等に取り組んでおります。

今後の課題としましては、脱炭素社会の実現に向けた各主体の取組の促進ですとかエネルギーの地産地消、二酸化炭素の吸収源としての森林整備を実施していく必要がございます。

次に、「循環型社会に向けた取組」に関してですが、「海洋プラスチックごみ防止６Ｒ県民運動」や産業廃棄物の適正処理に取り組んでおります。

今後の課題といたしまして、コロナ下の生活様式に伴うごみの量の把握とその対応や、ごみ処理広域化、食品ロスの削減等に取り組む必要があります。

次に、「自然共生社会に向けた取組」ですが、ふじのくに生物多様性地域戦略の策定、野生鳥獣被害防止対策、大気や水質の常時監視等を実施してまいりました。

今後の課題としては、南アルプスの優れた自然環境の保全の重要性について、県民をはじめ、国民からのさらなる理解を得ることや、ＩＣＴ等の技術を活用したニホンジカの捕獲推進等が必要でございます。

次に、県民の意識調査についてであります。

昨年の９月から 10 月にかけて、県政インターネットモニターの方を対象に意識調査を実施いたしました。15 歳以上の方 609 人を対象に実施し、553 人から回答をいただいたものでございます。

現在、環境について特に重要だと考える問題について伺ったところ、地球温暖化の進行や気候変動による被害の発生、プラスチックごみや食品ロス問題の順番で高くなっております。10 年前に実施した県民意識調査との比較ですが、当時は廃棄物の不法投棄や水質汚

濁に関するものが上位でありましたが、今回は地球規模の課題への関心の高まりがうかがえます。

次に、10年前と比べた環境に対する意識と行動の変化を伺ったところ、「環境を守ろうという意識が芽生え、以前よりも環境に優しい行動をとるようになった」ですとか、「環境を守ろうとする意識が一層高まり、環境に優しい行動を率先してとるようになった」ということで、全体の7割以上の方に環境に対する意識の向上が見られております。

次に、ふだんから実施している環境に優しい行動について伺ったところ、「マイバッグやマイボトルの持参」「リサイクルへの協力」「節電」等の順に高くなっております。

一方で、地域の環境保全活動への参加や、マイカーを使わず公共交通機関を利用するなどの項目を実践している割合が低い傾向にあります。

環境に優しい行動が実践できない理由についてですが、「利便性や快適性の損失」「手間がかかる」「経済的コストが増える」等の理由が要因であることがうかがえます。

今後県が重点的に取り組むべき対策としましては、「省エネルギーの推進などの地球温暖化対策」「気候変動の影響への対応策」「プラスチックごみ対策」の順に高くなっております。10年前の意識調査では廃棄物の不法投棄や水質汚濁が上位でありましたが、今回は気候変動やプラスチックごみ等の対応を求める割合が増加しております。

総括いたしますと、環境の意識の面では、10年前と比較して環境への意識は着実に高まっていること。特に気候変動やプラスチックごみ、生物多様性を重要と認識されております。行動面では、「マイバッグやマイボトルの持参」「ごみ分別」や「節電」などは高い割合で実施されておりまして、利便性の喪失や経済的コスト等が実践の障害になっていることがうかがえます。

以上を踏まえまして、次期計画の方向性でありますが、計画期間は令和4年度から12年度、SDGsの目標年度である2030年までを期間としたいと考えております。

また、脱炭素社会やプラスチックごみ問題等、新たな課題への対応を図るとともに、国の第5次基本計画で提唱された、「環境・経済・社会の統合的向上」ですとか「地域循環共生圏の構築」の考え方とも整合を図ってまいります。

また、現行の計画の成果と課題を踏まえて、取組の見直しや施策の拡充等を行なう予定でございます。

策定スケジュールといたしましては、本日環境審議会に諮問させていただき、来年度、企画部会を中心として計画案をご審議いただく予定でございます。秋頃を目安に中間報告を行ないまして、その後パブリックコメント等を実施し、年明けに開催する審議会で答申をいただければと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

（会長）　どうもありがとうございました。

Webでご参加の委員の皆様のほう、資料の説明等、十分に伝わっておりますでしょうか。もし何か問題等ありましたら、挙手いただければと思います。

本件に関しましては、最後にご説明ありましたとおり、本日まずここで委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきまして、それを踏まえて、今後、専門的な知識、経験を有する方々を集めていただくということで、企画部会のほうで検討いたしまして、改めてまた環境審議会のほうで答申するという形をとりたいと思いますので、まず本日は、委員の皆様からのご意見、ご質問を受けたいと思います。

オンラインで参加の皆様は、先ほどテストしていただきました「挙手」ボタンを押して

いただきましたら、こちらの事務局のほうで順番に指名させていただきますので、よろしくお願いします。指名されましたときには、ご発言の際には、マイクを必ずオンにするということでお願いいたします。私自身もちょっと慣れていませんので、うまく伝わっているかどうか分かりませんが、よろしくお願いいたします。

では、まずご意見、ご質問等、よろしくお願いいたします。

いいがでしょう。非常に幅広い分野にわたっておりまして、資料も膨大な資料を集めていただきまして、それを非常にきれいにまとめていただいてはいるんですけれども、いずれにしても範囲が非常に幅広いということがありますので、そうですね。特にこの基本計画を策定するに当たりましては、今後の課題というところを事務局のほうでまとめていただいております。例えば、資料の 13 ページ、14 ページ、15 ページ、16 ページ。ここで「改定版第３次静岡県環境基本計画の評価と課題」ということで、「今後の課題」というところに、検討しなければいけないことということでまとめていただいておりますので、この辺を中心に、委員の皆様から何かご意見があればいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

（委員）　説明のほう、ありがとうございました。環境部局の皆さんにつきましては、かなり環境という捉え方の範囲が広くなってきているのかなというふうに考えている中で、先ほどＥＳＧの話とか脱炭素の話が出てきたかと思います。

そういう中で、例えば、県の皆様におきましては、リニアとの関係になりますと経済産業部さんとか、再生可能エネルギーになりますとエネルギー政策課さんと、ほかの部局さんとの連携がかなり重要になってくるかと思うんですけれども、その辺りの区分けみたいなのは、今後この計画の中でも明確にされていくのでしょうか。

また、もう１点なんですけれども、計画に関係ないのかもしれませんが、県内、ゼロカーボンシティの表明が何市町か出ておるんですけれども、その辺りの支援等もこの計画の中で載せていくんでしょうか。

以上２点、お願いいたします。

（会長）　はい、ありがとうございます。

それでは、担当部局のほう、お願いします。

（環境政策課長）　ご質問いただきました点、２つありますが、１点目の、ＥＳＧ等に関しての経済産業部との役割分担でございます。

基本計画を策定する上では、庁内の組織であります環境政策推進委員会というものがございまして、こちらで関係部局とも連携を取りながら策定を進めてまいります。現在、企業の融資等につきましては、直接経済産業部が役割を果たしておりまして、ＥＳＧに関しましては、特に環境面の効果ということがありますので、くらし・環境部サイドでは、そうしたＥＳＧの普及のような形で取組を行なっていきたいと考えております。また具体的な施策、事業の内容につきまして、具体的になったところで、関係部局との役割については調整をしていく予定でございます。

また、エネルギーに関しましても、脱炭素といいますか、地球温暖化対策の大変重要な施策の１つということでありまして、こちらは日頃から緊密に連携を図っております。温暖化対策の実行計画というものも、来年度、改定を予定しておりますので、こちらに向けてエネルギー部局とも連携を取りながら進めてまいります。

また、ゼロカーボンシティの関係でございます。県内では、今５つの市町が表明をしております。

本年度の６月から９月にかけまして、県庁内で、脱炭素勉強会という、脱炭素社会を見据えた勉強会を行ないました。ここでは、先進的な取組をしている長野県ですとか、県内の企業の取組などを情報共有したところでありますが、こちらの県庁内の関係部局を対象に実施した勉強ではありますが、こうした情報を県内の市町に、資料と、また内容につきましても情報提供し、市町のゼロカーボンに向けた取組というものを、情報面での支援を行なっております。

以上でございます。

（会長）　どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

（委員）　ありがとうございました。

（会長）　どうもありがとうございます。

では、そのほかに何かご意見、あるいはご質問がありましたらお願いいたします。

（委員）　ご説明ありがとうございました。

今回、第４次の基本計画の策定に当たっては、企画部会の議論に委ねるという形になって、現時点で各論のお話をするような状況ではないのかなと思うんですが、１つ注目したい部分が、指標についての部分なんですけれども、今回、世界的な流れも大きく変わってきたということで、新しい指標を設けるということが当然出てくると思うんですが、これまでの指標がどのように達成されたのか、されなかったのかというあたりは、特に厳しく評価をしていただければと考えています。

特に、今回第４次ということで、第１次から２次、３次というふうに流れてくる中で、指標の項目も変わってきていると思いますし、その達成の評価の仕方も随分変わってきていると思いますので、まずはきちんと達成状況を把握した上で、新たな基準を設けるとすれば、その新たな基準が、きちんと達成状況を見た上での基準値なのかということも十分気をつけながら、やっぱり達成したかどうかを一個一個確認しながら進めていくのが重要だと思いますので、一般的にはＰＤＣＡサイクルとでもいうんでしょうけれども、その辺を特にしっかりと踏まえてやっていただければと思っています。

以上です。

（会長）　どうもありがとうございました。

何か、ただいまのご意見に対して、よろしいですかね。

（環境政策課長）　ご意見ありがとうございます。

指標の達成状況につきましては、ただいまご意見いただいたとおり、その要因分析というものを毎年度行なっておりまして、企画部会でもその状況を報告し、ＰＤＣＡサイクルで取り組んでおります。

また、次の指標をどのように設定するかにつきましては、来年度、県の総合計画の策定の動きもありまして、いろいろな指標を検討していくことになりますので、その中で現状の課題も踏まえて設定をしていきたいと考えております。

（会長）　どうもありがとうございました。

それでは、そのほかに何かご質問、あるいはご意見等ございましたらお願いいたします。細部のご意見でも構いませんので、どうぞ。いただきましたご意見を、また企画部会のほうにフィードバックして、そちらでまた検討していただくということもありますので、どうぞ何かご意見ありましたら。

（委員）　ご説明ありがとうございました。

こちらは初めて関わるものですから、ちょっと考え方というか、的外れなところもあるかもしれませんけれども、１点だけ。

環境の基本計画ということで、全体像というところで、今、課題と今後の方向性というのをお話していただいたと思っているんですけれども、いろんなところでの課題が多く、それをできるだけ多く盛り込んでいくということになると、どうしても全体像、総論の話から、各論等、具体的な取組というところになりますと、個々の取組が、必ずしもその方向性のところで一致するというんですかね。最終的な目標というか、環境の保全に関して一致するということはなく、それぞれが相反するようなことというのが出てくるのかなと思いまして、それで１つ自分のほうで気になっている点というのは、重要な課題としての再生可能エネルギーの推進ということに関して、地域経済というところに着実に成長につながっていく地域のエネルギーということであればいいかと思うんですけれども、やはりどうしても企業さんのほうの参入というのが関わってくると思うので、その辺、個別の事項になりますと、地域の方々とのあつれきというんですかね。その辺の考えというか、どこに重きを置くかというところで考え方が違ってきたりとか、自然共生社会との整合性というところで出てくるかなと思います。その辺のところを、環境基本計画の中で十分議論が出てくるといいかなと考えているところです。

以上です。

（会長）　ありがとうございます。

ご指摘のとおり、非常に重要な問題だと思います。これにつきましては、企画部会のほうに検討していただくように伝えますので、そういったことでよろしくお願いいたします。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

それでは、特にご意見ございませんようですので、この件につきましては、先ほど申しましたように、環境政策に関する知識、経験等を有する方々により、専門的な見地から詳細な審議を行なう必要があると考えます。つきましては、企画部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。ご異議がある場合は、挙手ボタンにてお知らせください。挙手がない場合には、ご賛成いただけたものとさせていただきます。よろしいですかね。

それでは、異議なしと判断させていただきまして、そのように決定いたします。企画部会では、先ほどいただきましたご意見を念頭に置きながら整理をしていただきたいと思います。

なお、部会の検討結果につきましては、また改めて本審議会にご報告していただきまして、審議会として答申することといたします。ありがとうございました。

・（仮称）第４次静岡県循環型社会形成計画の策定

令和３年２月４日付けで知事から諮問のあった「（仮称）第４次静岡県循環型社会形成計画の策定」について、事務局から諮問内容の説明後、質疑応答が行われた。

（会長）　では、続きまして、２番目の議題ですけれども、「（仮称）第４次静岡県循環型社会形成計画の策定」について、廃棄物リサイクル課長のほうから説明をお願いいたします。

（廃棄物リサイクル課長）　資料２－２をご覧ください。

第４次静岡県循環型社会形成計画の策定について、お諮りするものでございます。

こちらにつきましても、来年度、計画期間が満了するため、次期計画を令和３年度中に策定するものになります。

計画の位置づけとしましては、資料２－２の３ページ目をご覧いただきたいんですけれども、循環型社会を形成するための法体系というのがございます。

まず、国の体系ですけれども、一番上に環境基本法がございまして、その下に循環型社会形成推進基本法というのが平成13年に策定されております。これは、廃棄物処理法、これは廃棄物の発生抑制とか廃棄物の適正処理について定めた法律になりますけれども、これと資源有効利用促進法というのがございまして、これは主に資源のリサイクルですね。資源を有効に使っていこうという方法について、それぞれの国や県、事業者とか国民の役割について定めたものになります。これを総括して、循環型社会形成推進基本法というのが、どのような社会を目指すべきかという形で法律を総括したものが平成13年につくられております。

その下に、個別の製品に応じて各種リサイクル法が制定されまして、これにより、何ていうんですかね。廃棄物の削減が大幅に図られてきたという経緯がございます。

それから、下の静岡県循環型社会形成計画の位置づけですけれども、まず県におきましては、静岡県の総合計画がございます。その下に、先ほど説明のありました環境基本計画。それを受けて、この本計画が位置づけられているということになります。

もう１つ、国の循環型社会形成推進基本法から、それを推進するための基本計画というのが策定されております。それともう１つ、廃棄物処理法によりまして基本方針というのが定められております。

この２つの計画と方針によりまして、県といたしましては、循環型社会形成計画、それから廃棄物処理計画というのを策定するということになっております。この２つの計画がありますけれども、これを１つの計画としまして合わせて策定するのが静岡県循環型社会形成計画ということになります。

資料２－２の１ページ目に戻っていただきまして、第３次静岡県循環型社会形成計画でございますけれども、これは平成28年度から令和３年度までの計画期間６年間。これは昨年、元年度に、総合計画に合わせまして１年延長させていただきましたけれども、基本方針としまして、「循環資源の３Ｒの推進」「廃棄物適正処理の推進」「循環型社会を担う基盤づくり」という３つの基本方針によりまして策定したものでございます。

目標としましては、その一般廃棄物の排出量ですとか産業廃棄物の最終処分率とか、そういったものを指標にしまして計画の推進に努めてまいったものでございます。

それでは、PowerPointのほうに従って説明させていただきます。

資料２－３になりますけれども、今回、第４次静岡県循環型社会形成計画の策定につ

きましては、計画期間としましては、令和４年度から８年度までの５年間ということになります。

それから、下の「参考」の表にございますように、国の基本計画につきましては、平成30年度に第４次計画が策定されております。それからもう１つ、国の基本方針ですけれども、こちらにつきましては、まだ改正はされてはおりませんけれども、今回につきましては、大幅な改正の内容はないというふうなことで聞いております。したがいまして、これらを受けまして、県の第４次計画を策定するというようなことになります。

第３次計画の目標指標の推移と評価についてでございますけれども、まず成果指標としまして、「一般廃棄物の１人１日当たりの排出量」でございます。2013年を基準としまして、それが917gだったんですけれども、目標を815gとしているところでございます。実績としましては、現在のところ886gということで、評価としては「C」ということになっております。

これは、下の「参考」のところ、全国の数値の「最小値」というところを見ていただきますと、2018年度に811というふうな数値になっております。もともとこの指標を策定したときに、全国１位を目指してこの目標を設定しておりまして、その結果、なかなか達成が難しかったということでございますけれども、ずっと減少傾向にはありまして、一定の成果というものは上げられているというふうに考えております。

ちなみに、国の第４次の計画では、目標値を今回850gというふうに設定しているところでございます。

それからもう１つ、成果指標としまして、「産業廃棄物の最終処分率」でございます。基準は1.8％ですね。この数値自体が、廃棄物の全体量に対して最終的に最終処分場に処分される率というのが1.8％ですので、最終処分される量としてはかなり少なくなっているということでございます。

それで、こちらの指標も、下のところに全国の平均値というのがございますけれども、全国の平均としましては、最新の数値で2.5％ということになっております。それから、全国の目標値としましては3.3％ということになっております。

この数値につきましては、静岡県で過去に最も低い数値ですね。それが1.8％だったということでございます。この数値を維持するというような目標であったわけですけれども、これにつきましては、パーセンテージで1.8％と2.2％と、数値上は、小数点以下の話ですので、それほど変わりはないのかなと個人的には思っておりますけれども、現状維持はできているのかなというふうには考えております。

こうした成果指標のほかに、活動指標としまして、「リサイクル認定製品の認定件数」というものがございます。これは、基準年には51件でした。目標は81としたんですが、現在の実績としては59件ということになっております。

これも、達成はちょっとできてはいないんですけれども、実際に、これはなかなか更新をできない。結局製品を作ったんだけど売れないとか、更新がされなかった結果、59件というふうなことになっておりまして、実際に認定した件数としては89件となっております。

それからもう１つ、「優良基準適合産業廃棄物処理業者数」。これは、優良業者の基準がありまして、それに認定された業者の数を目標値としております。これは基準年に92件、目標としては150件、実績としては196件と、これは目標を達成しております。この数値につきましては、全国的に見ますと、ほぼ平均の数値に近いというような数値に

なっております。

高い目標を設定した結果、なかなか目標を達成はしていないんですけれども、一定の減少傾向にある、維持できているということで、一定の成果は得られているというふうに考えております。したがいまして、県民総参加の運動を引き続き展開していく方向性で行きたいというふうに考えております。

第４次の計画の基本的な方向性ということでございまして、４つの柱を挙げてございます。

１の「循環資源の３Ｒの推進」、それから２の「廃棄物適正処理の推進」。これは基本的な根幹的な目標でございますので、これはそのまま引き続き方向性として推進していくということでございます。

それからもう１つ、新しい傾向に対応するということで、３の「サーキュラー・エコノミーの視点を取り入れた環境と経済活動の両立」。それからもう１つ、新型コロナウイルスへの対応ですね。こういった視点を取り入れながら、その対応策を図っていきたいというふうに考えております。

次のページをお願いします。

まず、１の「循環資源の３Ｒの推進」ということでございまして、これは資源をリサイクルしていくという基本的方向に変わりはございませんので、引き続き対応していくということでございますけれども、特に一般廃棄物の処理につきましては、減少傾向にはあるんですけれども、人口減少に伴って減少しているのか、実際にごみが減っているのか、排出量が減っているのかというところが、なかなか微妙なところがありまして、まだまだ取組を強化していく必要があるというふうに考えております。特に、事業系の一般廃棄物のリサイクルを進めていくという観点から、プラスチックとか食品ロスについて、リサイクルについて取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、「廃棄物適正処理の推進」ということでございますけれども、こちらに書いてある項目が、国の基本的な方針に、計画に定める項目として記載されているものになります。

その中で、適正処理に関する基本的な事項につきましては、電子マニフェストというのがあるんですけれども、産業廃棄物を排出した事業者が、最終的にどのように処理されたかというのを追跡するようなマニフェストというものがあるんですけれども、これを電子化して適正に処理をさせると。記録を残すというものですけれども、これを普及させていくということ。それから、先ほどの優良事業者を育成していくということと、それから不法投棄をされないように監視していくと。そういったことを引き続き進めていくというふうに考えております。

それから、一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制ということでございますけれども、これは、今年、広域化ですね。一般廃棄物処理施設の広域化計画を策定しておりまして、こちらは、これから人口減少に伴いまして、効率的な処理をするためには、もっと広域化して施設の規模を大きくしていかないと非効率になってしまうということも考えられますので、そういったことを進めていくということと、あともう１つは、問題となっているプラスチックごみですね。そういった回収方法と、それからもっと効率的、一元的なリサイクルの方法ですね。そういったものも検討していかなければならないというふうに考えております。

それから、あと産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項としましては、これは静岡

県に十分な産業廃棄物の施設があるかというところですけれども、産業廃棄物につきましては、全国的な処理の流れとなっておりますので、他県の事業者に処理をお願いするというのが、どちらかというと静岡県は、他県にお願いしている、依存しているというところがありますけれども、経済産業省のほうでも、リソーシング産業。要するに、リサイクルをもっと高度化して、ごみを資源に結びつけていく産業ということなんですけれども、そういったものも育成していく必要があるということで、そういった方向性を模索していく考えでおります。

それから、廃棄物の減量、その他適正な処理に関する事項ですけれども、これは先ほど申し上げたとおり、プラスチックごみの発生抑制とか、最近話題になっております食品ロスの削減ですね。そういったところの政策を推進していきたいというふうに考えております。

それから、「サーキュラー・エコノミーの視点を取り入れた環境と経済活動の両立」ですけれども、これは、資源の有効利用につきまして、生産活動と廃棄物処理についての無駄のない体制をより一層推進していくということで、さらに質の向上を求めていくということでございますので、こちらのほうも、どんなことが県レベルでできるのか考えてまいりたいと思います。

それから、新型コロナウイルスにつきましては、持続可能な廃棄物処理体制ですね。コロナウイルスに罹患した事業所が、引き続き処理ができないことがないようにしていく体制とか、そういったところを考えていく。

それからもう１つは、プラスチックの有効性が改めて認識されたということで、プラスチックのごみが増加傾向にあるということで、その有効利用とリサイクルをどう併せて考えていくかというところの対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

それからもう１つ、食品ロス削減の推進ということで、2019年の10月に食品ロス削減推進法というのが策定されまして、その推進計画を地方自治体に策定する努力義務が盛り込まれたところでございます。国の目標としましては、2000年比で、2030年度までに食品ロスを半減するというような目標も掲げられておりますので、それに向けた県の計画を、この循環型社会形成計画の中に盛り込む形で策定してまいりたいというふうに考えております。

先日、市町との連絡会を開催したところでございます。２月には庁内連絡会を開催しまして、廃棄物部門だけでできることではありませんので、関係所属と連携しながら対応策について考えてまいりたいというふうに考えております。

それから、最後ですね。検討スケジュールですけれども、都合３回ほど廃棄物リサイクル部会を開催させていただいて、そこの中で検討させていただきたいというふうに考えております。12月にパブコメを実施しまして、来年の２月に環境審議会にお諮りしたいというふうなスケジュールで考えております。

以上です。

（会長）　どうもありがとうございました。

この問題は、先ほどの環境基本計画と密接に関わっておりまして、さらに、本日こういう形で諮問が参りましたけれども、この後、最後に説明がありましたとおり、専門部会のほうでまた審議していただくということにしておりますので、まずは委員の皆様のほうから、ただいまのご説明に対して、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。また同じように、オンラインで参加の皆様は「挙手」ボタンを押していただければ、順番

にこちらから指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。何か委員の皆様のほうから、ご意見、あるいはご質問等ありましたら、挙手いただきたいと思います。

ただいまご説明いただきました細かい数値目標等につきましては、専門部会のほうでまた検討していただくということで、先ほどのご意見もありましたので、検討させていただきたいというふうに思います。特に何かご意見ございませんでしょうか。

では、よろしくお願いします。

（委員）　質問ではないんですけれども、計画の内容の中で「サーキュラー・エコノミー」という言葉が出ているかと思うんですけれども、実際どの辺りの方が見られるかあれなんですけれども、こういう考え方を、ぜひ分かりやすく計画の中に入れていただきたいということと、こういう廃棄物の循環の中で、今回、経済という言葉も入ってきていますので、「廃棄物も経済の点でいい方法があるよ」というようなことを、ぜひこの中でお示ししていただければというふうに考えております。

以上です。

（会長）　ありがとうございます。

何かほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、循環型社会の構築に向けた取組や廃棄物の処理等に関する知識、経験等を有する方々により、専門的な見地から詳細な審議を行なう必要があると考えます。つきましては、静岡県環境審議会条例第５条第１項の規定に基づきまして、審議会に新たに廃棄物リサイクル部会を設置しまして、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。もしご異議のある場合には、Webでご参加の皆様は「挙手」ボタンを押してお知らせください。もしありませんようでしたら、皆さんご賛同いただけると、こちらのほうで判断させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、そのように決定させていただきます。

なお、廃棄物リサイクル部会に所属する委員につきましては、条例第５条第２項の規定によりまして、会長が指名することになっております。後日、委員の皆様に、事務局より一覧表をメールにて送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

この部会長につきましては、条例第５条第３項の規定によりまして、部会委員の互選によって決定されるようお願いいたします。

部会の検討結果につきましては、また改めて本審議会にご報告していただきまして、審議会として答申することとさせていただきます。

⑶ 部会審議結果の報告

・温泉部会審議結果

令和２年11月17日に開催された令和２年度第２回温泉部会において審議された「温泉法に基づく土地掘削及び増掘の許可申請」について、部会長から審議結果が報告された後、質疑応答が行われた。

（会長）　では、以上で諮問事項は終わりまして、続きましては報告事項ということで、温泉部会のほうから１件報告事項がございます。温泉部会の審議結果につきまして、報告を求めます。

なお、ご報告いただきます内容は、委員の皆様にも既にお知らせしておりますように、令和２年11月24日付けで知事へ答申しておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、温泉部会長、よろしくお願いいたします。

（温泉部会長）　まず、令和２年11月17日に開催いたしました、令和２年度第２回温泉部会の審議結果について、ご報告を申し上げます。

お手元の資料３、「温泉部会審議結果（令和２年度第２回）」をご覧ください。

諮問事項のうち、温泉法に基づく動力装置の許可申請に係る第１号議案につきましては、審議の結果、「申請のとおり許可することが適当である」という結論をいただきまして、11月24日付けで知事へ答申をいたしました。

温泉部会の審議結果は以上でございます。

（会長）　どうもありがとうございました。

委員の皆様から、ご質問等あれば、お願いいたします。オンラインで参加の皆様は、「挙手」ボタンを押していただければ、順番にこちらから指名させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がないということで、以上、報告事項、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日予定されました議事は全て終了いたしました。何かほかに委員の皆様からご意見ございますでしょうか。

特になければ、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。